

構想調書 作成要領

本構想調書は、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（以下「戦略的研究支援事業」という。）」に係る補助金の交付を受けようとする学校法人の整備構想をあらかじめ把握するとともに、「私立大学戦略的研究基盤形成支援検討会（以下「検討会」という。）」における事業の選定審査の資料となるものです。

下記の点に留意し、構想調書を作成の上、提出してください。

記

I. 一般的事項

1 申請

1つの研究組織につき、1つの研究プロジェクトのみ申請可能です。また、研究プロジェクトごとに「構想調書」を作成してください。

既存の研究組織を複合した組織を設置又は研究組織の一部を1つの研究組織として申請する（例えば、1つの大学院研究科の中に複数の研究組織を設け、各研究組織がそれぞれ個別に申請する）ことも可能です。ただし、研究組織ごとに研究代表者を置くとともに、各研究組織の研究代表者が重複しないようにしてください。

1つの研究プロジェクトにおいて1つの研究テーマを実施する場合、当該研究プロジェクト名を研究テーマ名とし、「研究テーマ調書」を作成してください。

1つの研究プロジェクトにおいて複数の研究テーマを実施することも可能ですが、その場合はテーマごとに「研究テーマ調書」を作成してください。

なお、本事業においては、事業終了後も引き続き研究費を補助する、いわゆる「継続事業」は実施しておりません。そのため、従来の私立大学学術研究高度化推進事業に選定され、平成21年度に終了する事業であって、これまでの成果を踏まえ研究をさらに発展させるなど、継続性のある研究を引き続き実施するため平成22年度以降も研究費の支援を希望する場合は、申請区分「研究拠点を形成する研究」の新規事業として申請してください。ただしその場合、新規事業であることを鑑み新たな研究視点や方法などを取り入れることが必要になります。

2 選定方法

- (1) 「検討会」における選定審査は、「構想調書」及び「研究テーマ調書」による書面審査のみで行われます。
- (2) 選定は、「構想調書」単位（研究プロジェクト単位）で行います。
研究プロジェクト全体を審査しますので、複数のテーマで構成されているプロジェクトの一部のテーマだけが選定されることはありません。
- (3) テーマ単位で別々に選定されることを希望する場合は、各テーマを個別の研究プロジェクトとして「構想調書」を作成してください。（選定を希望する単位ごとに「構想調書」を作成することになります。）

3 研究目的・研究計画

- (1) 研究計画の立案にあたっては、本事業の趣旨に則して、次の点に留意してください。
 - ① 特色ある戦略的な研究プロジェクトであること。
 - ② 研究目的は、焦点の絞られた具体的なものであること。
 - ③ 研究の進め方が着実で、研究経費の算出が合理的であること。

- ④ 研究組織における研究者間の関連及び分担関係が明確であること。
- ⑤ 研究成果の学術研究又は新技術開発等への高い貢献度が期待されること。

(2) 所定の期間内にプロジェクトを終了し、成果をとりまとめ、かつ、発表が行えるよう具体的な年次計画を立てることが必要となります。特に「研究テーマ調書」における年度別の具体的研究内容欄は詳細に記入してください。

(3) 原則として、構想調書に記載された研究代表者、主な研究者及び研究体制の変更は認められません。ただし、病休、死亡等やむを得ないと認められる場合であって、同等以上の学識経験又は研究業績を有する者を選任する場合はこの限りではありません。なお、その場合は、所定の様式で研究者の変更届を提出する必要があります。

(4) 生命倫理や安全確保に係る指針等について

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から法令又は指針等により必要な手続き等が定められていますので、当該手続き等を遵守し、適切に研究を実施してください。

詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

(アドレス：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/index.htm) を参照ください。

なお、法令や指針等に違反して研究が実施されていることが判明した場合、補助金の交付を取り消すことがありますので、留意してください。

生命倫理に関する配慮を必要とする研究分野を扱う場合は、「研究テーマ調書」の「1 研究テーマの研究の概要」欄に、倫理面の配慮について記入してください。(例：「〇年〇月〇日 学内倫理審査委員会において了承」)

4 補助対象

(1) 当該年度中に契約を締結の上、整備し、かつ、代金の支払いを完了する以下の①から④に該当するもの。

① 「研究施設」に対する補助

- ・ 「私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))のうち研究施設に係る取扱要領」(別紙)に基づくもの。
- ・ 補助対象事業経費が1, 000万円以上のもの。
- ・ 補助率 施設の整備に要する経費の1/2以内(ただし、新築、増築、改築工事にあつては補助対象面積に414, 000円を乗じて得られた金額、改造工事にあつては225, 300円を乗じて得られた金額を補助対象事業経費の上限とする。)

② 「研究装置」に対する補助

- ・ 1個又は1組の価格が4, 000万円以上のもの。
- ・ 当該装置を設置する建物その他の施設に関し、新增改築工事、改修工事又は電気工事、ガス工事、給排水工事その他の附帯工事を必要とするものであること。
- ・ 補助率 装置の整備に要する経費の1/2以内

③ 「研究設備」に対する補助

- ・ 1個又は1組の価格が500万円以上(図書は100万円以上)のもの。
- ・ ただし、以下の経費は補助対象外とする。

運搬(運送)費、据付工事費、施設工事費、試験調整費、保守管理料、消耗品費、ソフトウェアの整備に係る経費等、設備購入費以外の経費

- ・ 補助率 設備の購入に要する経費の2/3以内

④ 「研究費」に対する補助

- ・ 教育研究経費、アルバイト関係経費、設備関係経費（１個又は１組の価格が５００万円未満）及びP・D／R・A関係経費
- ・ 補助率 １／２以内（ただし、補助金の上限は年間１億円とする。）

- (2) 補助期間について、①は、原則、初年度に整備するもののみ、②と③は、初年度から３年目までに整備されるものが対象となります。（ただし、当該年度中に契約から支払いまでを完了するものに限りします。）
- (3) 原則として、構想調書からの整備計画の変更は認められません。（ただし、合理的理由を有しているものについては、この限りではありません。）そのため、構想調書に記載されているもののみが優先採択の対象となり、補助金額についても構想調書に記載されている金額が補助の上限となります。
- (4) 研究費については、申請した研究期間中、私立大学等経常費補助金により補助を行います。
※ 研究費については、他省庁等の支援制度等の活用も十分検討してください。（特に、共同研究の相手方となる民間企業等の資金や、当該企業等を対象とした支援制度等がある場合は、その活用など。）
- (5) 研究費のみの支援を希望する研究プロジェクト（以下「研究費のみ」という。）は、原則認められませんが、既存の研究に係るものではなく、「研究拠点を形成する研究」を選択したプロジェクトであって、大学の研究基盤の形成が明らかなもののみ対象とします。なお、その場合は、補助金の上限を年間３，０００万円とします。
- (6) （１）①～④の補助は、本事業に選定されたプロジェクトに自動的に補助されるものではなく、後日提出していただく計画調書により行われます。また、補助対象外経費の査定等により構想調書に記載された金額を下回る補助になる場合があります。

II. 作成要領

1 「構想調書の概要」（様式Ⅰ）

本調書は研究プロジェクト全体の把握のために作成しておりますので、「様式Ⅱ」「様式Ⅲ」の内容の要点を簡潔に記入してください。

(1) 研究観点

「研究拠点を形成する研究」、「大学の特色を活かした研究」、「地域に根差した研究」から選択してください。

(2) 研究計画・研究方法

「様式Ⅱ」及び「様式Ⅲ」に記入した内容の要点をまとめ、簡潔に記入してください。また、③「私学助成補助金申請予定額」については、事業計画額ではなく、補助金申請予定額を記入してください。

(3) 研究により期待される効果

「様式Ⅱ」及び「様式Ⅲ」に記入した内容の要点をまとめ、簡潔に記入してください。

2 「構想調書」（様式Ⅱ）

(1) 「研究期間」

当該プロジェクトを行う期間を記入してください。

なお、研究期間は原則として以下のとおりとし、その期間を超えることはできません。

- ・「研究拠点を形成する研究」：５年間
- ・「大学の特色を活かした研究」、「地域に根差した研究」：３年間

(2) 「希望審査分野」

審査を希望する分野を、１つだけ選択してください。ただし、研究内容が分野をまたぐ学

際的な研究内容であり、真に1つの審査区分のみでは審査が困難であると考えられる場合のみ、複数の分野を選択することも可とします。なお、分野を判断する際は、研究組織（構成員の専門分野等）ではなく、研究内容に着目してください。

(3) 「1 研究プロジェクトの位置づけ」

当該研究プロジェクトの大学における位置付けや基盤形成への役割、研究観点の選択の理由等について具体的かつ簡潔に記入してください。

(4) 「2 プロジェクトの意義・目的」

当該研究プロジェクトの学術的な特色や意義等について具体的かつ簡潔に記入してください。

(5) 「3 研究プロジェクトに参加する主な研究者の概要」

当事業で行われる研究テーマが複数ある場合には、テーマ単位で区分し、それぞれに参加する研究者について記入してください。

(6) 「4 研究プロジェクトに参加する研究者の科学研究費補助金の採択状況」

平成20年度及び平成21年度に研究代表者として採択されたものについて記入してください。

(7) 「5 研究プロジェクトに参加する研究者の科学研究費補助金以外の研究費補助金等の採択状況」

平成20年度及び平成21年度に受け入れた100万円以上の補助金等（文部科学省以外の省庁、独立行政法人、地方公共団体等からの補助金、助成金及び委託金）に研究代表者として採択されたものについて記入してください。

(8) 「6 研究施設の概要」

研究プロジェクトを行う施設について記入してください。

研究プロジェクトを複数の施設で行う場合、主要な施設を3つまで記入してください。（補助金申請予定の施設は漏れなく記入してください。なお、補助金申請予定施設が3つ以上ある場合は、シートを複製し使用してください。）

① 「整備内容」

当該研究プロジェクトに使用するための施設の整備内容について以下に従い選択してください。

- ・「既存施設」：既に整備されている施設を使用する場合（研究プロジェクトのための工事を伴わないもの）
- ・「新築」：新たに施設を建設する場合
- ・「増築」：既存施設に一体的な施設として床面積を増加させる場合
- ・「改築」：建築物を取り壊した後、以前の用途、構造、規模と同等程度のものに建て替える場合
- ・「改造」：既存施設の研究室や実験室の間仕切りや建築設備等を今回の研究プロジェクトに対応するように改造する場合

② 「補助金申請予定面積」及び「補助金申請予定額」

本事業で補助金を申請する予定の場合のみ、記入してください。

(9) 「7 研究装置の整備の概要」及び「8 研究設備の整備の概要」

本事業で補助金を申請する装置・設備について記入してください。なお、原則として、本調書に記載された装置・設備のみが優先採択の対象となります。

(10) 「9 その他の研究装置・設備の整備の概要」

本プロジェクトで使用する研究装置・設備であって、補助金を申請しないもののうち、主なものを入力してください。

(11) 「10 研究プロジェクトを実施するために必要な研究費」

- ① 研究テーマが複数ある場合には、まとめて本様式を作成してください。

- ② 当該研究プロジェクトを実施するために必要な研究費について記入してください。
 - ③ 経費の算出についての合理性も審査の対象となるので留意してください。
 - ④ 原則として、本調書に記載された各年度の金額を超えて申請はできません。
- (12) 「11 私立大学等経常費補助金以外の、研究プロジェクトの実施に必要な研究費に係る補助金等への申請予定」
- ① 文部科学省以外の省庁、独立行政法人、地方公共団体等の補助金、助成金及び委託金について記入してください。
 - ② 積極的に記入するようにしてください。

3 「研究テーマ調書」(様式Ⅲ)

(1) 「1 研究テーマの概要」

① 「③期待される成果又はその公表計画」

- ・ 期待される効果について具体的に記入してください。
- ・ 目標はなるべく定量的なものとし、定性的である場合は、その成果を検証するための評価指標をどのように設定しているかについても記入してください。(検討会における審査時に、この目標について評価・検証を行います。)
- ・ 学内又は学外において目標達成度について評価・検証を行う体制が整えられているか記入してください。

② 「④学内の生命倫理に関する審査体制・審査結果(生命科学のみ)」

- ・ 生命科学に関する研究を行う場合、学内の生命倫理審査委員会等、生命倫理に関する審査を行う機関について、その組織図と責任体制について図示・記述してください。
- ・ 当該研究で委員会に付議しなければならない研究内容について記入し、当該委員会等の審査を経ているかどうか、まだ審査されていない場合は、いつ審査を受けるのかについて記入してください。

(2) 「4 研究テーマに参加する研究者の主な研究業績」

① 研究テーマに関連する業績のみ記入してください。

② 主な学術研究論文(掲載された雑誌名も記入してください。ただし、口頭発表は含みません。)、学術研究著書を研究者ごとに発表年次の順に主要なものを各5本まで記入してください。それ以外の論文・著書については、本数のみ記入(各研究者の論文・著書リストの右下に「ほか〇〇件(うち査読付き〇〇件)」)してください。共著の場合は、研究テーマ参加研究者名に下線を引いてください。

③ レフェリー(査読)付き論文の場合は、論文名の頭に「*」を付してください。

III. 構想調書記入上の留意事項

- (1) 「構想調書の概要(様式Ⅰ)」、「研究テーマ調書(様式Ⅲ-1)」については、様式の範囲内(A4用紙1枚厳守)で簡潔に記入してください。ただし、「研究テーマ調書(様式Ⅲ-1)」については、④学内の生命倫理に関する審査体制・審査結果(生命科学のみ)を記入する場合に限り、ページ数を最小限増やすこと又は別紙とすることも可とします。
- (2) 「構想調書(様式Ⅱ)」、「研究テーマ調書(様式Ⅲ-2~4)」については、説明に必要と思われる事項は漏れなく簡潔に記入してください。原則、様式の範囲内に収めていただきますが、真に記入スペースが足りない場合はページ数を最小限増やすことを可とします。その場合は構想調書の最下部にページ番号を付してください。
- (3) 必要に応じ、別紙資料を添付する場合は、必ず構想調書本文からの引用(例えば、本文中に「別紙1参照」と記載し、別紙1を添付する。)とし、漠然と資料を添付することは避けてください。冊子が別冊として添付されているものや論文そのものを別紙としているもの等は、受

理できません。

また、研究組織に参加する研究者の過去の研究成果を活用して、どの研究業績からどのような成果を活用するのか、研究業績一覧から適宜引用しながら記述して下さい。

- (4) 予定している施設・装置、設備の整備計画及び研究費の研究経費算出の合理性についても審査の対象となるので、留意してください。また、所要額等が未確定な場合は、調書作成時点において予定している金額等を記入してください。
- (5) 難解な専門用語や略語等については、極力脚注を付すなど分かりやすい記述となるようにしてください。

IV. 選定後の評価

研究プロジェクト開始後3年目に「中間評価」を、最終年に「事後評価」を実施します。

ただし、研究期間が3年以下の研究の場合は、「事後評価」のみを実施します。

(選定されたすべての事業が対象となります。なお、選定時に留意事項が付されることがありますが (選定通知に記載)、その場合、中間及び事後評価時に当該留意事項への対応状況に対する評価も行います。)

V. 提出書類・提出方法等

(1) 提出書類

- ① 平成22年度 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 構想調書の概要(様式Ⅰ)
- ② 平成22年度 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 構想調書
(様式Ⅱ-1～Ⅱ-6)
- ③ 平成22年度 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 研究テーマ調書
(様式Ⅲ-1～Ⅲ-4)
- ④ その他必要な書類
- ⑤ 事務連絡者名簿

(2) 提出方法

(1) ①～④を7部(両面印刷、左上ホッチキス留め)郵送するとともに、(1) ①～③及び⑤を電子メールで送付してください。なお、複数の分野での審査を希望する場合は、1分野増えるごとに7部ずつ追加してください。

※ **「様式Ⅰ」から「様式Ⅲ-4」までは、所定の様式を使用し、下記の事項を厳守してください。**

- ・シート名を変更しない。
- ・シートを削除しない。
- ・PDFファイルに変換しない。

※ ファイル名及びメールの件名は次のとおりにしてください。

【(法人番号)(法人名)】基盤支援構想調書(複数件申請する場合は通し番号)

(例)【999999 文部科学学園】基盤支援構想調書1

(3) 提出期限 **平成22年2月15日(月) 必着**

(4) 提出先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係

E-mail: josei2@mext.go.jp